

神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営む申立会社が原発事故により支出を余儀なくされた輸出用中古自動車の検査費用及びその付帯作業費用について、平成27年4月分から平成28年7月分までは原発事故の影響割合を5割として、同年8月分から平成29年2月分までは同割合を1割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

（1）検査費用及び付帯作業費用

（期間：自 平成27年4月1日 至 平成29年2月28日）

（2）本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり金1277万2000円の支払義務があることを認める。

記

（1）検査費用及び付帯作業費用

（期間：自 平成27年4月1日 至 平成29年2月28日）

金1240万円

（2）本件和解仲介に関する弁護士費用

金37万2000円

（3）上記合計

金1277万2000円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年3月26日

（仲介委員 小島延夫）